奈良県告示第三百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十二日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　道路の種類　一般国道

二　路　線　名　三六八号

三　道路の区域

区間	区域変更の前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
宇陀郡御杖村神末五一二三番の一先から宇陀郡御杖村神末五五九六番の二先まで	前 A	五・〇～二五・八	七一七・七	風呂屋橋 L＝五・四m 尾崎橋 L＝四・一m 勢和橋 L＝八・七m
宇陀郡御杖村神末五一二三番の一先から宇陀郡御杖村神末五三四六番の一先まで	前 B	一三・〇～五九・〇	六八八・〇	小屋大橋 L＝三二・〇m 岩船橋 L＝三五・五m 新勢和橋 L＝二〇・〇m
宇陀郡御杖村神末五		一三・〇		小屋大橋 L＝三二・〇m

一二三番の一先から宇陀郡御杖村神末五三四六番の一先まで	後	B	～五九・〇	六八八・〇	岩船橋 L＝三五・五m 新勢和橋 L＝二〇・〇m